

Fight!
Fukushima!

がんばろう
ふくしま!

週刊 避難者応援情報紙

浜通り ×

3月3日発行
Vol.536

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。



「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置」の期間の延長および対象車種の変更について

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、実施期間が令和5年3月31日まで延長され、令和4年4月1日から本無料措置の対象車種が「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」となる旨、国土交通省から発表がありましたのでお知らせします。

また、無料措置の適用を受ける際は、「ふるさと帰還通行カード（以下、「カード」といいます。）」が必要ですが、現在のカードの有効期限は令和4年3月31日までとなりますので、今後、新しいカードを送付します。

 **8ページをご覧ください。**

新潟県新型コロナ
受診・相談センター 番号間違いに注意!!

☎ 025-256-8275
☎ 025-385-7541
☎ 025-385-7634
毎日24時間対応（土日・祝日含む）

目次

●「みなみそうまトピックス」から

- ・折りびなの寄付と展示 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 2
- 浪江町 ----- 5
- 双葉町 ----- 7

●NEXCO東日本

- ・「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置」の期間の延長および対象車種の変更 ----- 8

●全国健康保険協会（協会けんぽ）

- ・東日本大震災に係る全国健康保険協会の令和4年3月1日以降の対応について ----- 10

●三条市News

- ・東日本大震災黙祷及び献花 --- 11

●交流ルームひばり通信

- ・3月の「ひばり」 ----- 12

3/2 水 ~ 10 木

折りびなの寄付と展示

東日本大震災から10年経過したことを受け、横浜市在住の方から復興への思いを込めた折りびなが市役所に届きました。3月2日から10日まで市民課ホールに展示しています。



南相馬市からのお知らせ

【風しん追加的対策】風しん抗体検査・第5期予防接種のお知らせ

3月2日HP更新

最近の風しん流行に伴い、国の風しんの追加的対策として、公的な予防接種を受ける機会がなかった、40代~50代の男性を対象に、公費で抗体検査と、検査の結果十分な抗体価がないことが判明した方に予防接種を実施します。

令和4年3月末までの期間となりますので、対象となる方は、ぜひこの機会に受けられますようおすすめします。

重要なお知らせ

令和元年度から令和3年度までに発行したクーポン券の有効期限を1カ月延長しました。

有効期限：令和4年3月末に延長

注意 令和元年度に発行したクーポン券（昭和47年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性）および、令和2年度に発行したクーポン券（昭和41年4月2日から昭和47年4月1日生まれの男性）の有効期限につきましては、令和4年3月末まで有効期限を1カ月延長しましたので、お知らせします。

次ページへ続きます 

なお、国の風しん追加的対策の期限が令和4年3月末から令和7年3月末まで3年間延長となったため、引き続き、市では令和4年4月以降も風しん抗体検査と予防接種を実施します。

つきましては、対象の方でクーポン券未使用者の方には令和4年4月末までにクーポン券を再発行し、送付する予定です。

風しん抗体検査の対象者

南相馬市に住民票を有する方で、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

注意 令和3年度対象の方（昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までに生まれた方）にはクーポン券を3月に郵送します。

風しん第5期予防接種の対象者

上記対象者のうち、風しん抗体検査の結果、十分な量の風しん抗体がないことが判明した方

注意 ・抗体価の基準については「風しん抗体価について」をご覧ください。
・ワクチンは、麻しん風しん混合ワクチン（MRワクチン）を使用します。

▶ 風しん抗体価について [Word]

<https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/19/20190730-102238.docx>



実施回数

実施期間中

- 抗体検査 一人1回
- 予防接種 一人1回
(抗体検査の結果、十分な抗体価がないことが判明した方のみ)

料金

風しん抗体検査、予防接種どちらも無料

持参物

- 健康保険証、運転免許証等（住所・氏名が確認できるもの）
- 市が発行するクーポン券 **注釈**
- 予防接種を受ける場合、風しん抗体価が低いことが確認できる検査結果など

次ページへ続きます 

注釈

令和3年度は昭和37年4月2日から昭和41年4月1日までの間に生まれた男性にクーポン券を発行し3月に郵送します。

他の市町村に転出された場合、南相馬市のクーポン券は使えません。転出先の市町村にご相談ください。

クーポン券を紛失された方は、再発行できます。健康づくり課（原町保健センター）までお問い合わせください。

実施場所

全国の各登録医療機関または事業所健診や特定健診の機会を受けることができます。

登録医療機関については、厚生労働省ホームページをご覧ください。受ける前に必ず予約をしてください。

▶ 風しんの追加的対策について（厚生労働省）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/rubella/index_00001.html



問い合わせ

健康福祉部 健康づくり課 健康企画係

TEL 0244-23-3680

東北電力の設備工事に伴う停電により南相馬チャンネルの

インターネット放送を一時休止します

3月3日HP更新

東北電力の設備工事に伴う停電により、インターネット回線を利用した南相馬チャンネルの放送を一時休止します。

休止日時

3月7日（月） 午前9時～午後3時

注意 東北電力側の作業によっては終了時間が前後する可能性があります。

休止内容

スマートフォンやパソコンなど、インターネット回線を利用した番組の視聴ができなくなります。

問い合わせ

総務部 秘書課 広報広聴係

TEL 0244-24-5216



浪江町からのお知らせ

【随時受付】令和4年度浪江町奨学資金の貸与申請を受け付けています

3月1日HP更新

貸与対象者

次の要件をすべて満たす方

- 浪江町に引き続き2年以上住所を有しており、高等学校・高等専門学校・大学・短期大学・専修学校（修学年限2年以上）への入学を希望している人（途中貸与も可能）
- 学術優秀・品行方正・健康な人
- 経済的理由により就学が困難と認められる人
- 国、県または他の団体から同種類の奨学資金の貸与または給付を受けていない人

貸与額

- | | | |
|----------------------|----------|------------|
| ● 大学・短期大学・専修学校専門課程 | 月額 | 30,000円 |
| ● 高校・高等専門学校・専修学校高等課程 | | |
| | ア.自宅より通学 | 月額 12,000円 |
| | イ.自宅外通学 | 月額 22,000円 |

貸与金の返還

- 貸与資金は無利息です。
- 卒業月の6カ月後から、学校の種別に応じ7年から10年以内に返還していただきます。
- 上級学校進学者は、在学期間中返還を猶予することができます。

申請方法

奨学資金貸付願書に、学校長による推せん書および成績証明書ならびに教育委員会が必要と認める書類を添付し、教育委員会へ提出してください。

- 浪江町に住民登録している保証人（親および親以外の2人）が必要となります。
- 願書および推薦調書は町ホームページからダウンロードできるほか、浪江町教育委員会にもあります。
- 令和3年4月からの貸与を希望する方は令和3年3月18日までに提出してください。

【申請要領】

- ▶ 浪江町奨学資金貸付要領

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15596.pdf>



次ページへ続きます

【申請書類】

① 奨学生願書（保証人の実印押印）

▶ <https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13473.pdf>

② 保証人の印鑑証明

③ 推薦調書（学校長による推薦）

▶ <https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/13474.pdf>

④ 成績証明書

⑤ 世帯全員の所得証明書・納税証明書（令和2年度分）



【申し込み・問い合わせ先】

浪江町教育委員会事務局 学校教育係

〒979-1592 福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

TEL 0240-34-5710

浪江町民の避難状況（2月28日現在）

【都道府県別】（福島県外）

【福島県内市町村別】

都道府県	人数	都道府県	人数	都道府県	人数	市町村	人数	市町村	人数	市町村	人数
北海道	51	長野県	54	愛媛県	10	福島市	2,306	天栄村	1	三春町	74
青森県	42	岐阜県	19	高知県	4	会津若松市	187	下郷町	3	小野町	11
岩手県	36	静岡県	55	福岡県	21	郡山市	1,660	南会津町	9	広野町	51
宮城県	925	愛知県	37	佐賀県	4	いわき市	3,090	北塩原村	3	橋葉町	19
秋田県	40	三重県	7	長崎県	11	白河市	255	西会津町	4	富岡町	22
山形県	114	滋賀県	5	熊本県	6	須賀川市	139	磐梯町	4	川内村	4
茨城県	970	京都府	33	大分県	5	喜多方市	19	猪苗代町	20	大熊町	7
栃木県	451	大阪府	61	宮崎県	10	相馬市	418	会津坂下町	20	双葉町	-
群馬県	135	兵庫県	25	鹿児島県	8	二本松市	952	金山町	1	浪江町	1,273
埼玉県	643	奈良県	6	沖縄県	19	田村市	72	会津美里町	9	葛尾村	5
千葉県	553	和歌山県	-	国外	14	南相馬市	1,928	西郷村	126	新地町	80
東京都	788	鳥取県	-	合計	5,992	伊達市	105	泉崎村	6	飯舘村	2
神奈川県	413	島根県	5		(前月 5,997)	本宮市	459	中島村	2	県内	1
新潟県	286	岡山県	23			桑折町	134	矢吹町	36	合計	13,796
富山県	15	広島県	10			国見町	27	棚倉町	7		(前月 13,822)
石川県	25	山口県	1			川俣町	50	塙町	3	避難者総数	
福井県	8	徳島県	1			大玉村	179	石川町	5		19,788
山梨県	37	香川県	6			鏡石町	7	古殿町	1		(前月 19,819)



双葉町からのお知らせ

町民の皆さまへ（町長メッセージ）

3月1日HP更新

東日本大震災から11年

—復興の新たなステージへ—

町民の皆さまにおかれましては、一昨年からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に深いご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げます。第6波となる変異型ウイルスのオミクロン株によって全国的に感染者数の増加が続いております。感染力が非常に強いウイルスですので、より一層気を引き締めながら引き続き感染防止対策に取り組んでまいります。新型コロナワクチン追加接種（3回目）については、順次接種券を発送しておりますので、接種券が届きましたら接種を希望される方は、避難先自治体で予約を行って接種されますようお願いいたします。



さて、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故から3月11日で丸11年の月日が経とうとしています。1月20日から町内への帰還に向けた準備宿泊が始まり、11年間人々の生活が消え、真っ暗だった双葉町の夜に灯りがともり始めています。町民の皆さまが安心して準備宿泊できるよう防犯・防火対策を一層強化してまいります。

3月11日には双葉町産業交流センターにおいて「東日本大震災双葉町追悼式」を挙行いたします。震災で亡くなられた方、またふるさとへの帰還を待ちわびながらも避難先で亡くなられた方々に対し、謹んで哀悼の意を表します。

双葉町の復興への取り組みは、平成29年5月に福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律が公布・施行され、双葉町内の復興まちづくりに着手できるようになったことから始まりました。特定復興再生拠点区域内の除染、建物解体が進み、令和2年3月には避難指示解除準備区域とJR双葉駅周辺の一部区域の避難指示の解除、そして特定復興再生拠点区域内における立入規制の緩和区域が設定されました。そして、双葉町役場コミュニティーセンター連絡所を開所し、さらに常磐双葉インターチェンジの供用開始、JR常磐線の全線開通など復興が加速しました。秋には東日本大震災・原子力災害伝承館がオープン、双葉町産業交流センターの開所と明るい話題が続きました。また、昨年11月にはJR双葉駅東側に役場仮設庁舎の建設が始まりました。

次ページへ続きます 

大震災から12年目となる今年は、いよいよ6月以降の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指すとともに、町民の皆さまの帰還に向けた生活環境整備を進め、8月末には役場仮設庁舎での業務を開始する予定です。復興の新たなステージへと進み、双葉町内の環境が大きく変わります。帰還に向けた各種事業を加速するとともに、引き続き町民の皆さまの生活再建にも努めてまいります。また、町内全域の避難指示解除を目指して、特定復興再生拠点区域外について、国から一定の方針が示されましたが、本町としては全域の除染を行うよう、粘り強く国に要望してまいります。

3月に入り、春の訪れが感じられるようになりましたが、三寒四温で寒暖の差がある日が続きます。また季節の変わり目ですので引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底されるとともに、体調管理には十分気をつけてお過ごしいただきますようお願いいたします。

双葉町長 伊澤 史朗



「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する 高速道路の無料措置」の期間の延長および対象車種の変更について

3月2日

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、実施期間が令和5年3月31日まで延長され、令和4年4月1日から本無料措置の対象車種が「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」となる旨、国土交通省から発表がありましたのでお知らせします。

（国土交通省 令和4年3月2日記者発表内容）

原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、復興に向けた取組が進む一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和5年3月31日（金）まで延長します。

また、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度趣旨に合った適切な利用となるよう、対象車種を中型車以下に限定します。

令和4年4月1日から、「大型車」・「特大車」をご利用の場合は、無料措置の対象外となります。

また、無料措置の適用を受ける際は、「ふるさと帰還通行カード（以下、「カード」といいます。）」が必要ですが、現在のカードの有効期限は令和4年3月31日までとなりますので、今後、新しいカードを送付します。

次ページへ続きます 

●実施期間

旧) 令和4年3月31日(木) 24時まで



新) 令和5年3月31日(金) 24時まで

●新しいふるさと帰還通行カードの送付

新しいカードは、お届けいただいている住所宛てに簡易書留(転居先への転送不可)にて順次送付します。新しいカードは、お手元に届き次第、ご利用いただけますので、切り替えをお願いいたします。

なお、令和4年4月1日(金)0時以降、現在のカードはご利用できませんのでご注意ください。

ただし、一部の地域では、令和4年3月末までに新しいカードをお手元にお届けできない可能性がございます。令和4年3月末までに新しいカードがお手元に届かなかった方につきましては、令和4年5月10日(火)までの間、現在のカードをご提示いただき、新しいカードが届いていない旨をお申し出いただくことで、無料措置を適用させていただきます(「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」をご利用の場合に限ります。また、新しいカードがお手元に届き次第、切り替えをお願いいたします。)



現在ご利用中のカード(水色)
(令和4年3月末まで) ※

更新カード(桃色)
(お手元に届き次第)

令和4年3月末までに新しいカード(桃色)がお手元に届かなかった方につきましては、令和4年5月10日(火)までの間、現在のカード(水色)をご提示いただき、新しいカードが届いていない旨をお申し出いただくことで、無料措置を適用させていただきます(「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」をご利用の場合に限ります。)

問い合わせ

NEXCO東日本 お客様センター

TEL 0570-024-024 (ナビダイヤル) (24時間)

TEL 03-5338-7524 (PHS、IP電話のお客さま)

東日本大震災に係る全国健康保険協会の 令和4年3月1日以降の対応について

協会けんぽ及び船員保険の加入者のうち、福島第一原発の事故に伴う警戒区域等の被災者にかかる、令和4年3月1日以降の医療機関における窓口での一部負担金(※1)の免除措置につきましては、次の区分に応じて取り扱うこととなりました。

なお、令和4年3月以降も医療機関等における窓口での一部負担金の免除措置の継続となる方には、更新した免除証明書を令和4年2月末にお送りしています。お手元に届かない場合は、お手数ですが都道府県の協会けんぽ支部までお問い合わせください。

対象区分	有効期限
現に帰還困難区域に指定されている区域の方	令和5年2月28日
次の区域等の方であって、上位所得層(※2)に該当しない方(※3) ・旧緊急時避難準備区域の方 ・特定避難勧奨地点の指定を受けていた方 ・旧帰還困難区域の方 ・旧居住制限区域の方 ・旧避難指示解除準備区域の方	

(※1) 被保険者とその被扶養者が保険医療機関・保険薬局および指定訪問看護事業者で受けた療養に係る一部負担金をいいます。

(※2) 上位所得層とは、事業主から受ける毎月の給料などの報酬の月額が、53万円以上の被保険者をいいます。

(※3) 上位所得層から一般所得層(標準報酬月額50万円以下)に所得区分の改定が行われた場合は、改めて免除申請をしていただくことで所得区分の改定された月から免除措置の対象となり、一部負担金が免除されます。

【ご注意ください】

会社を退職するなどして保険証が変わった場合には、今回お届けした免除証明書は使用できなくなります。

変更後の保険証が、引き続き「協会けんぽ」から発行されている場合は、あらためて一部負担金の免除の申請をしていただき、免除証明書の交付を受けてください。

問い合わせ

全国健康保険協会(協会けんぽ) 新潟支部 TEL 025-242-0260

東日本大震災 黙とう及び献花

東日本大震災から11年を迎える3月11日(金)に、亡くなられた方々の鎮魂と、被災地の復興を願い、地震発生時刻の午後2時46分に合わせて黙とうを捧げ、献花を行います。

平日での開催となりますが、新型コロナウイルス感染症対策をとって開催します。

- 椅子の間隔をあけて着席していただきます。
- マスク着用、手指消毒にご協力ください。
- 発熱や風邪症状などがある場合は、参加をお控えください。

※新型コロナウイルスの感染状況によっては、開催を中止することがあります。

- と き **3月11日** **金** 午後2時45分～3時
- ところ **総合福祉センター** 1階ロビー
- 主 催 三条市
- 協 力 さんじょう∞ふくしま「結」の会
- 参加予定者 市内の避難者、三条市民ほか

※終了後も、当日の総合福祉センター開館時間内は献花していただけます。

令和3年の様子



令和三年三月十一日
東日本大震災
黙とう及び献花



3月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
交流ルームひばりは 3月20日(日)をもちまして 閉所いたします					4	5
					ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
6	7	8	9	10	11	12
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	東日本大震災 黙祷及び献花 ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
13	14	15	16	17	18	19
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょう∞ふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょう∞ふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している 世帯数と人数(2022.3.3現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511